

政策評価の現状と課題



総務省行政評価局 菅原 希

目次

I 国の政策評価制度の概要

- 1 政策評価制度の概要
- 2 各府省が行う政策評価
- 3 総務省が行う政策評価

II 政策評価を巡る最近の動き

- 1 目標管理型の政策評価の実施
- 2 政策評価の課題
- 3 これまでの取組
- 4 今後の取組

I 国の政策評価制度の概要

1 政策評価制度の概要 ～政策評価が必要な理由～

○行政改革会議最終報告(平成9年12月3日)(抄)

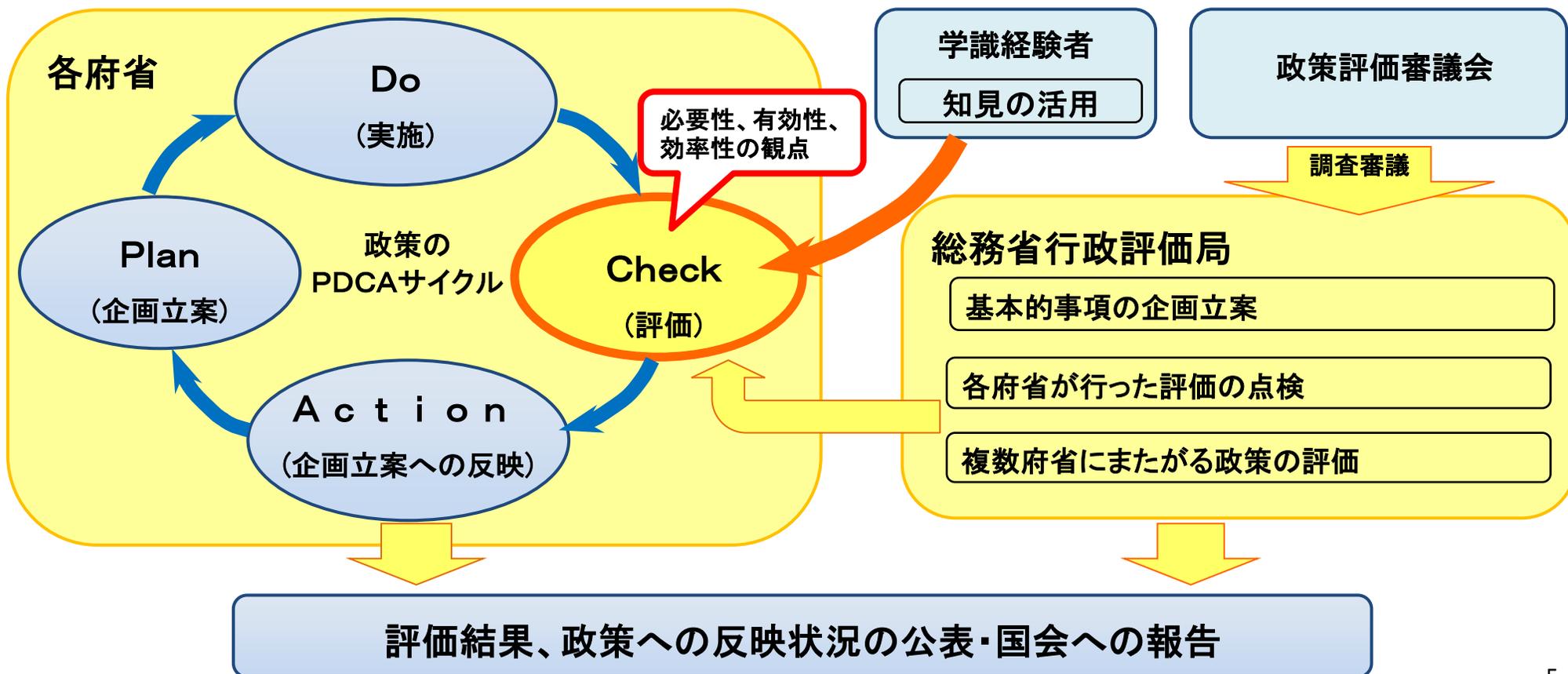
- ① 従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。
- ② しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。
- ③ また、評価機能の充実は、政策立案部門と実施部門の意思疎通と意見交換を促進するとともに、その過程において政策立案部門、実施部門の双方の政策についての評価や各種情報が開示され、行政の公正・透明化を促す効果があることも忘れてはならない。

1 政策評価制度の概要 ～政策評価の枠組み～

政策評価法の下、①各府省が所掌する政策について自ら評価を実施するとともに、
②総務省自らも、政策評価の推進、複数の府省にまたがる政策の評価を実施

目的

- 効果的・効率的な行政の推進
- 政府の諸活動について国民に説明する責任を全う



1 政策評価制度の概要 ～政策評価法の概要～

政府

各府省

《政策評価の実施》

- ・政策効果をできる限り定量的に把握し (§3Ⅱ①)、必要性、効率性、有効性等の観点から自己評価 (§3Ⅰ)
- ・学識経験者の知見の活用 (§3Ⅱ②)

(事前評価) (§9)

- ①国民生活等に相当程度の影響を及ぼすこと等、②政策効果の把握手法が開発されている、に該当する政策(政令で規定)

《対象分野》

- 研究開発(政§3①②)、公共事業(政§3③④)、ODA(政§3⑤)、規制(政§3⑥)、租税特別措置等(政§3⑦⑧)

(事後評価) (§8)

- ・主要な行政目的に係る政策 (§7Ⅱ①)
- ・政策が未着手 (§7Ⅱ②イ) ・未了 (§7Ⅱ②ロ)のもの
- ・その他 (§7Ⅱ③)

評価書の作成

(§10Ⅰ)

《政策の企画立案》

(§3Ⅰ)

政策評価結果の政策への反映状況 (§11)

国会

基本方針

政府全体として、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るための基本的な指針 (§5ⅠⅡⅢ)

基本計画

- ・3年～5年の期間ごとに策定 (§6Ⅰ)
- ・各行政機関の政策評価に関する基本的事項を規定 (§6ⅡⅢ)

実施計画

- ・1年ごとに策定 (§7Ⅰ)
- ・その年に実施する対象政策とその方法等を規定 (§7Ⅱ)

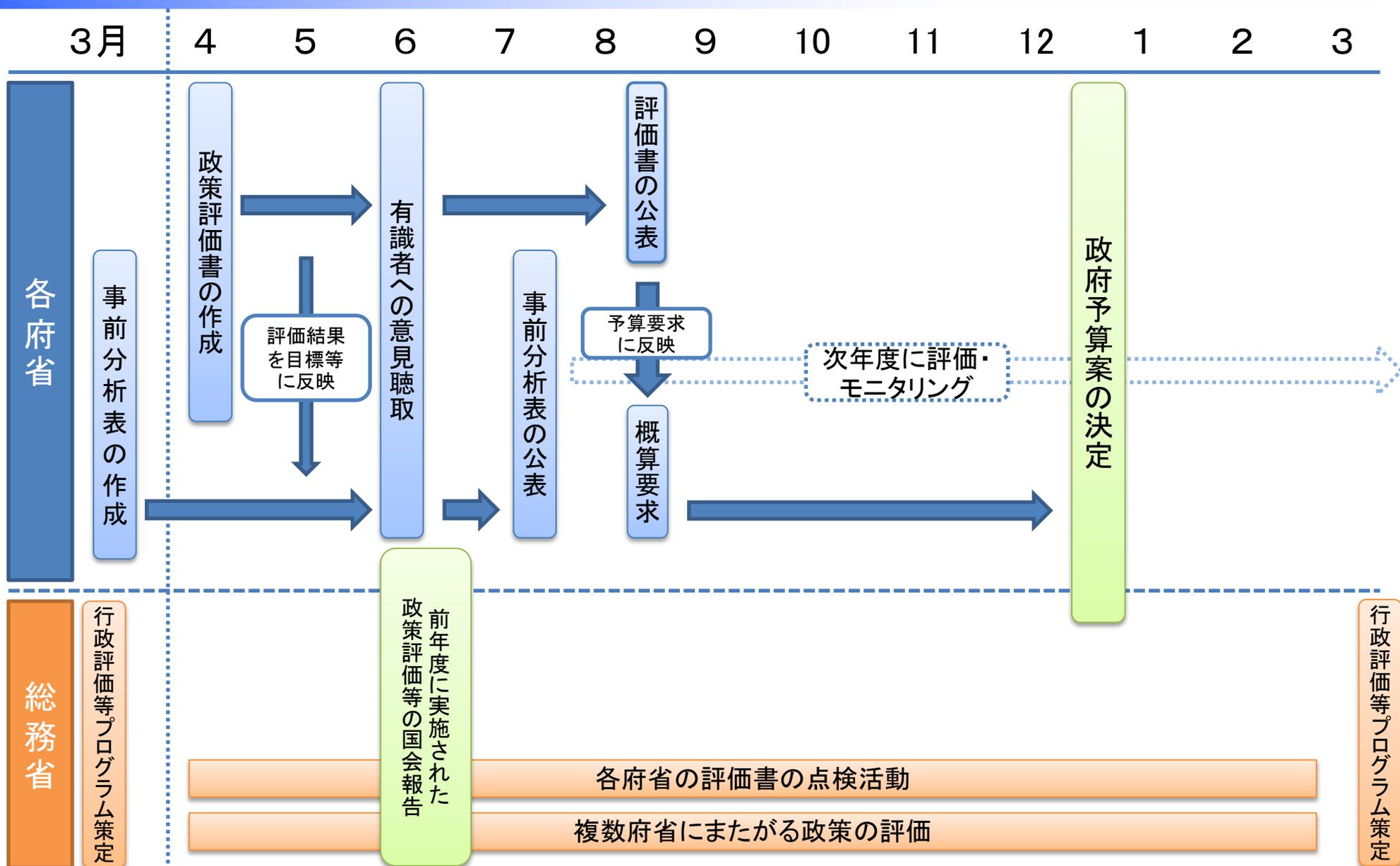
総務省行政評価局

○評価の実施、政策評価制度の基本的な企画立案等

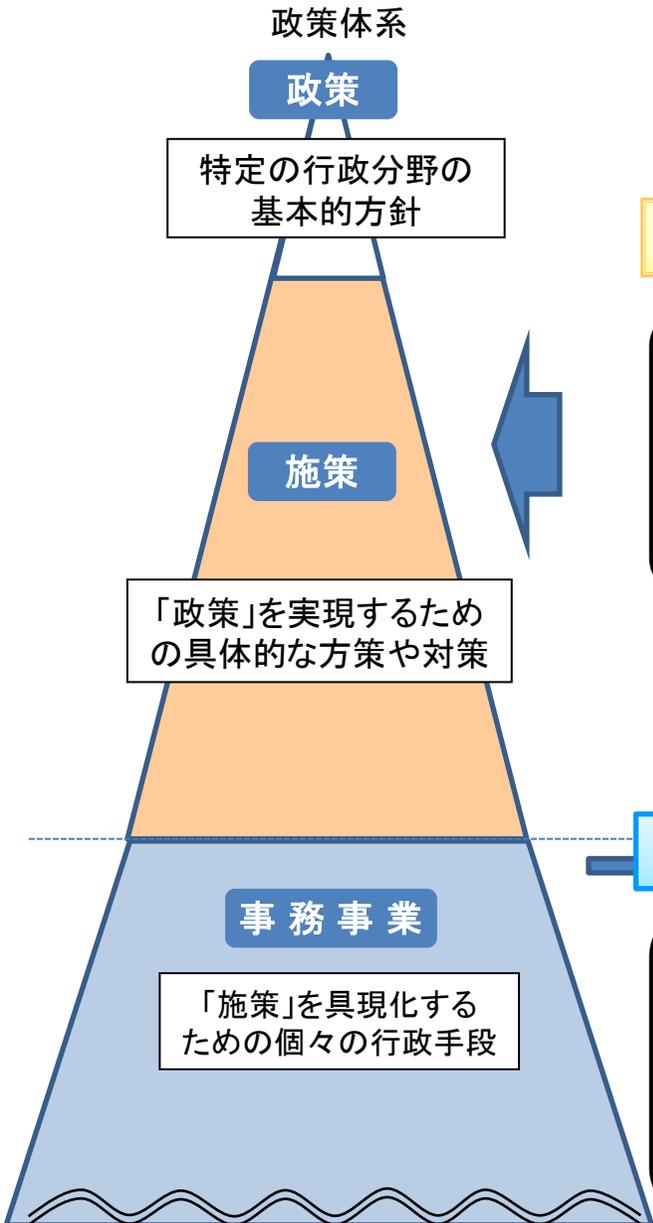
- ・統一性、総合性を確保するための評価 (§12Ⅰ)
- ・客観的かつ厳格な実施を担保するための評価 (§12Ⅱ)
- ・評価の実施のための資料提出要求、調査等 (§15)
- ・評価結果の政策への反映に必要な措置についての勧告 (§17Ⅰ)、必要な措置がとられるための内閣総理大臣への意見具申 (§17Ⅲ)

政策評価等の実施状況、反映状況に関する報告書を、毎年国会に提出 (§19)

1 政策評価制度の概要～政策評価の主な年間スケジュール～



2 各府省が行う政策評価 ～政策評価の対象～



実績評価方式

- 【目標管理型の政策評価】
- 全府省が、主要な政策の約500施策を対象に行う事後評価
- 政策の見直し・改善に資する見地から、**あらかじめ目標を設定**の上、これに対する実績を測定して、**目標の達成度合いを評価**

事業評価方式

【規制】
規制の新設・改廃に当たり、その費用・効果等を評価
(事前評価)

【公共事業】
公共事業の実施に当たり、その費用・効果等を評価
(事前・事後評価)

【租特】
税制改正要望の提出に当たり、①合理性、②有効性、③相当性の観点等から評価
(事前・事後評価)

【研究開発・ODA等】
研究開発・ODAの実施等について、専門的知識を有する者等を活用し評価
(事前・事後評価)

2 各府省が行う政策評価 ～政策評価の方法～

実績評価方式

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

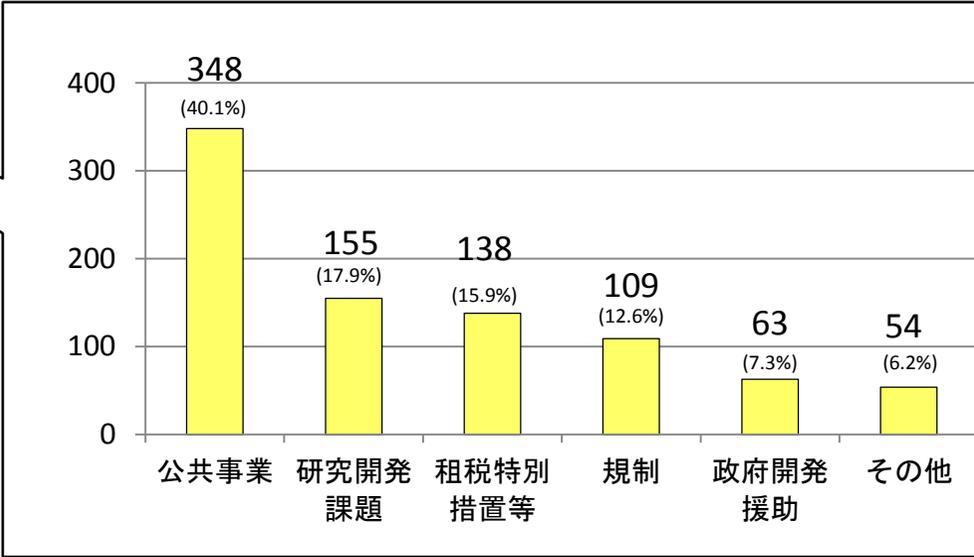
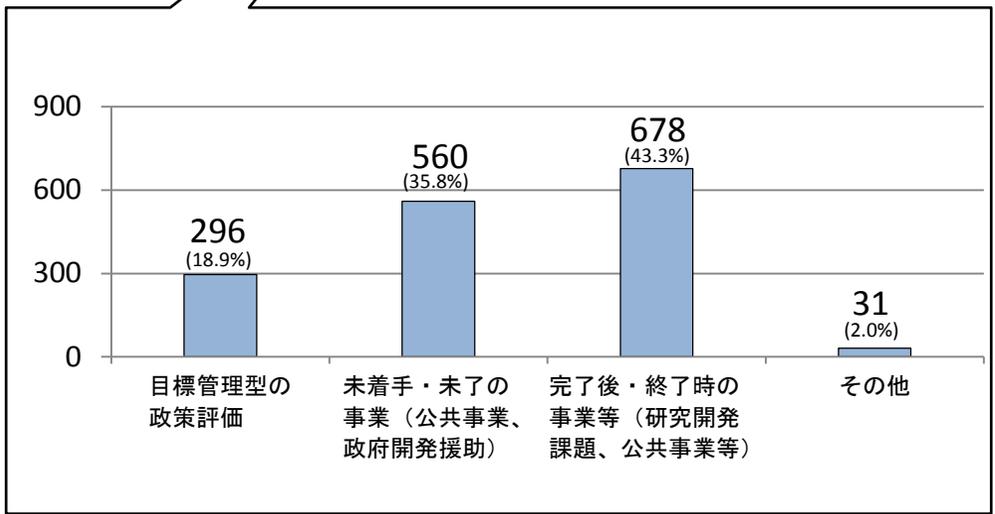
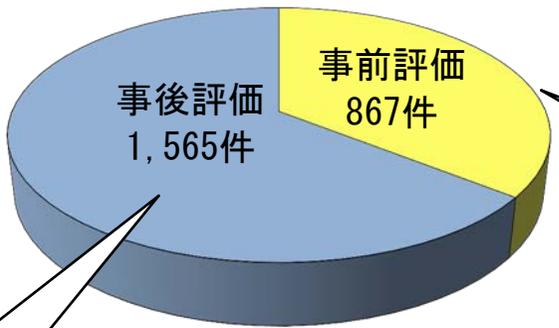
事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注) 上記のほか、特定のテーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析する総合評価方式も存在。

2 各府省が行う政策評価 ～政策評価の実施状況(平成26年度)～

- 政策評価実施件数：2,432件
- うち、事前評価：867件、事後評価：1,565件



2 各府省が行う政策評価 ～政策への反映状況(平成26年度)～

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等を実施

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

● 目標管理型の政策評価(296件)の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進 : 235件
- ・ 施策の改善・見直しを実施 : 60件

また、
 予算概算要求に反映 : 250件
 事前分析表に反映 : 93件

(注) その他、1件法令に基づき施策が終了したものあり。

● 未着手・未了の事業(公共事業、政府開発援助)を 対象とした評価(560件)の反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進 : 533件
- ・ 事業の改善・見直しを実施 : 21件
- ・ 事業の休止又は中止 : 6件

休止又は中止することとした事業 (単位:億円)

行政機関名	件数	総事業費	残事業費
厚生労働省	5件	460	412
国土交通省	1件 (注)	—	—
計	6件	460	412

(注) 事業の具体的な内容の検討を行っている状況であったため、総事業費等については未定である。

2 各府省が行う政策評価 ～予算への反映状況(平成27年度予算)～

- 各行政機関が行った政策評価結果に基づき、個々の事務事業の効率性の検証を行うなど、予算編成において適切に活用。
- 政策評価の結果の平成27年度予算への活用額は▲305億円。

◆ 主な活用事例

<経済産業省>

海外市場開拓支援（うち、貿易投資促進事業）

【 活用額：▲250百万円 】

<政策・施策の概要>

- ・ インフラ・システムの輸出促進を目的とした研修・専門家派遣や若手人材の海外インターンシップ等を行う。

<政策評価の結果等>
【政策評価結果のポイント】 これまでの事業成果を分析し、貿易投資促進への寄与度が高い事業等に重点化を図った。
【予算要求への反映内容】 インフラ・システム輸出戦略に即した案件に重点化を図り、対象経費を削減した。

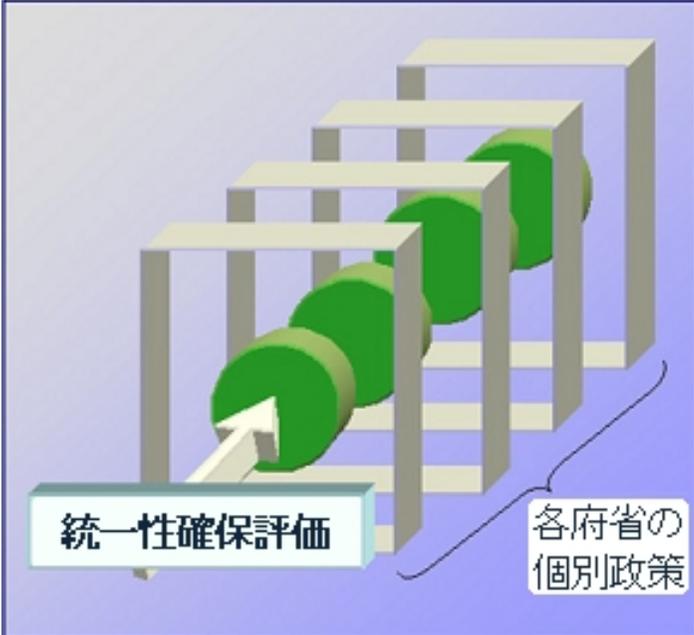


<政策評価の結果の活用の内容等>
【政策評価結果に対する考え方】 これまでの事業成果を分析し、貿易投資促進への寄与度が高い事業へ重点化することは重要である。
【政策評価結果の活用状況】 対象事業の重点化等により、予算の更なる効率化を図った。

2 総務省が行う政策評価 ～複数府省にまたがる政策の評価～

○統一性確保評価

複数の府省に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるものについて、統一性を確保するために行う評価



- 例) 検査検定制度に関する政策評価 (平成16年4月2日通知)
- 特別会計制度の活用状況に関する政策評価 (平成15年10月24日通知)

○総合性確保評価

複数の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについて、総合性を確保するために行う評価



- 例) 消費者取引に関する政策評価 (平成26年4月18日勧告)
- ワークライフバランスの推進に関する政策評価 (平成25年6月25日勧告)

2 総務省が行う政策評価 ～政策評価の点検～

- 総務省は、各府省が実施した政策評価について、評価の質の向上とそれを通じた政策の見直し・改善を目指して、点検(客観性担保評価活動)を実施
- 必要に応じ、補足説明、評価マニュアルの見直し、評価の修正・やり直し等を要求
- 指摘事項や各行政機関の対応状況を公表

各府省の政策評価に係る点検件数等(平成26年度)

分野	点検件数	指摘件数	主な指摘事例等
租税特別措置等	144件	133件	租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないなど、適用数等の過去の実績が適切に把握されていない。
規制	119件	66件	規制によって得られる便益が、当該規制をもたらす費用を正当化できるか否か、説明が不十分
公共事業	58件	18件	便益の算定に当たり、誤った数値や算定方法を使用
目標管理型	296件	—	「標準化・重点化」の実施状況を中心に点検。一層の評価の質の向上が図られるよう、以下のような共通的な課題の各行政機関との共有 ・ 目標設定の妥当性や目標達成度合いに係る要因等を分析するなど、踏み込んだ評価を実施 ・ 行政事業レビューとの連携

(注) 点検件数及び指摘件数は、評価書に係るもののみの件数

II 政策評価を巡る最近の動き

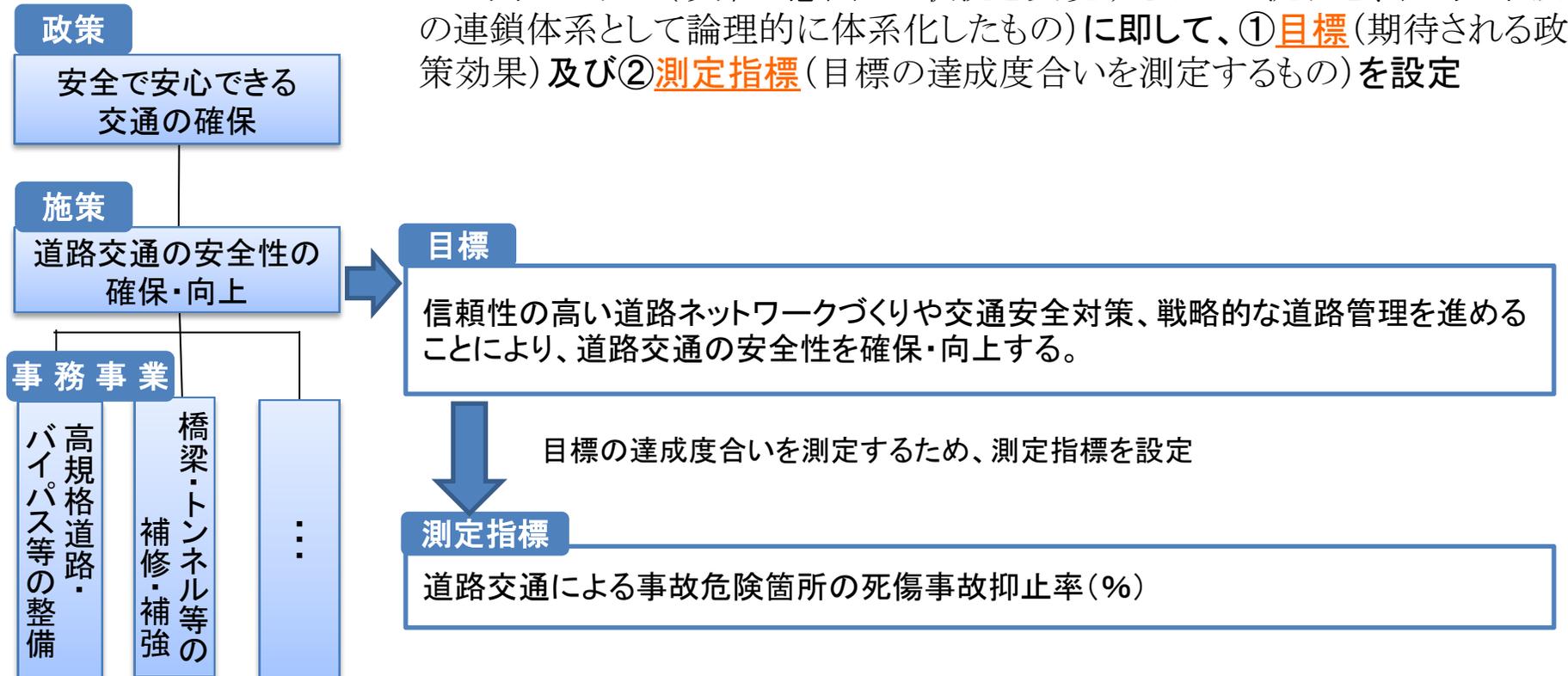
1 目標管理型の政策評価の実施～目標管理型評価とは～

【目標管理型の政策評価】

- 全府省が、主要な政策の約500施策を対象に行う事後評価
- 政策の見直し・改善に資する見地から、**あらかじめ目標を設定**の上（事前分析表を毎年度作成）、これに対する実績を測定して、**目標の達成度合いを評価**（政策評価書を施策の節目に作成）

【目標・測定指標】

<(例)道路交通の安全確保>



ロジック・モデル(政策が意図した状況を実現するまでの流れを、目的と手段の連鎖体系として論理的に体系化したもの)に即して、①**目標**(期待される政策効果)及び②**測定指標**(目標の達成度合いを測定するもの)を設定

【ケーススタディ】 道路交通事故対策 (交通安全白書より)

＜達成すべき目標＞

平成27年までに年間の24時間**死者数3,000人以下**。(昭和45年16,765人→平成26年4,113人)

＜施策＞

- ◆ 道路環境の整備 (信号機の設置、歩道の設置、交差点の改良、道路照明の設置 等)
- ◆ 交通安全思想の普及 (交通安全教育、反射材の着用推進、自転車の灯火徹底 等)
- ◆ 安全運転の確保 (高齢運転者の検査の義務化、事業所の安全運転管理の徹底 等)
- ◆ 車両の安全性の確保 (衝突被害軽減ブレーキや車線逸脱警報装置の導入促進 等)
- ◆ 道路交通秩序の維持 (取締りの強化、暴走族対策の強化 等)
- ◆ 救助・救急活動の充実 (救助・救急体制の整備、AEDの普及促進 等)

【施策の効果の分析例】シートベルトの着用

- シートベルトを着用しない場合の致死率2.30%は、着用した場合の致死率0.16%の14倍であり、**シートベルトの着用は死者数の減少に寄与**。
- シートベルトの着用率は93.8%と高止まりであり、**今後死者数の減少には期待薄**。

【事故の分析例】高齢者対策の強化

- 死者数のうち65歳以上の**高齢者が占める割合は53.3%**。特に、高齢者の歩行中又は自動車乗車中の死者が多い。
- このため、高齢者に対する実践型の交通安全教育の充実、高齢運転者講習の強化に取り組む。

1 目標管理型の政策評価の実施 ～事前分析表～

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

(〇〇省26-①)

施策名	□□な△△の向上				担当部局名	〇〇局〇〇課		作成責任者名 (※記入は任意)	〇〇課長 〇〇 〇〇			
施策の概要	〇〇を推進する				政策体系上の 位置付け	〇〇の形成を通じ△△の構築						
達成すべき目標	全ての〇〇が……な程度に……できるような△△を実現				目標設定の 考え方・根拠	……との理念にしたがって、〇〇計画(閣議決定)において、「〇〇〇」と規定されている			政策評価実施予定時期	平成〇年〇月		
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
〇〇調査における△△率 1 (※4か年計画の場合の記入例)	50%	24年度	70%	28年度	-	〇%	〇%	〇%	70%	-	-	・本施策における重点事項を定めている〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調査における△△率については、××年までに□□にするものとされているため
□□適合基準率 2 (※10か年計画の場合の記入例)	75%	25年度	90%	35年度	-	-	-	-	-	-	83%	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成26年 行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度	25年度	26年度								
〇〇事業 (1) (平成〇年度)(関連:26-①)	… (…)	… (…)	…	…	1	・～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在……人いる～に対し、〇〇を提供、促進することとなるため、測定指標の〇〇率を……%押し上げる効果があると見込んでいる ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度:〇%)					0001	
〇〇事業 (2) (平成〇年度)	… (…)	… (…)	…	…	2	・～に対する支援として、〇〇を実施 ・〇〇事業を実施することにより、主要な〇〇などを中心に連続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができる見込んでいる ・〇〇面積:〇㎡(〇〇の利用者:〇人)					0002	
施策の予算額・執行額	… (…)	… (…)	…	…	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							

- ①「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を明示
- ②原則として達成すべき水準を数値化。数値化が困難な場合でも、事後検証が可能な定性的指標を設定
- ③予算事業は行政事業レビューの事業単位で、非予算事業(法律、租税特別措置等)についても明示

1 目標管理型の政策評価の実施 ～政策評価書～

平成○年度実施施策に係る政策評価書

(○○省YY-①)

施策名						
施策の概要						
達成すべき目標						
施策の予算額・執行額等	区分	○年度	○年度	○年度	○年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)				
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				(※記入は任意)
		合計(a+b+c)				(※記入は任意)
執行額(百万円)				(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

① 測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値	達成
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
	年度ごとの目標値								
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
年度ごとの目標									

② ③ ④ 評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) (判断根拠)	各行政機関共通の5段階区分を記入 測定指標の結果に基づき、上記区分とした判断根拠を記入
	施策の分析	以下の事項について、記入するよう努める ・施策そのものの問題点 ・達成手段が当該施策目標へ有効かつ効率的に寄与しているか ・外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 以下の事項について、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、施策、測定指標ごとに記入 ・設定していた目標の妥当性と必要な見直し ・新たな目標の在り方 その外、今後の施策への反映の方向性を記入	
	学識経験を有する者の知見の活用		

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			
担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期	

- ① 測定指標ごとに実績値と目標値、目標達成の成否を記載
- ② 目標の達成度合いについて、測定指標ごとの目標達成の実績に照らし、各府省共通の5区分のいずれに当たるか、またその区分をした判断根拠を記入
- ③ 目標未達成の原因分析、達成手段が目標へ寄与したかなどの分析を実施
- ④ 達成すべき目標や測定指標の妥当性を検証し、必要に応じて見直し

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-②)

政策 ^(※1) 名	政策2: 行政評価等による行政制度・運営の改善						作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊	
政策の概要	政府内にあって、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模分析、改善方策の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省(備)的実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情を受け付け、関係行政機関等へのあつせん等により、国民の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。						【政策上の位置付け】	行政改革・行政運営	
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	行政評価局調査、政策評価推進及び行政相談の各機能発揮を通じて、行政機関の実施する業務の不断の見直し、質の向上、国民の行政に対する信頼の確保を図る。						政策評価実施予定時期	平成29年8月	
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)	年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
				基準年度	目標年度	26年度		27年度	28年度
各府省の業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を実証的に把握・分析し、その結果に基づき改善方策を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成25年度は、前年度から調査実施中のテーマのほか、新規に9本のテーマに着手した。	【全国規模の調査】 新規に10本のテーマに着手する。	25年度	26年度			それぞれの調査テーマについて、調査の着手から結果の取りまとめに至るまでの進行管理を適切に行い、各テーマのねらいに応じた適期に勧告等を行うことは、行政評価局調査の実施による行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。なお、着手から勧告までの期間は、原則として12か月としている。	
		【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本のうち7本については、25年度末までに勧告を行った。残る3本についても、26年6月までに勧告を行った。	【全国規模の調査】 前年度から実施中の調査計9本については、26年度末までの適期に勧告等を行う。また、26年度の新規着手テーマについては、それぞれ27年度末までの適期に勧告等を行えるよう調査を進める(別紙参照)。	25年度	26年度				
		【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、14本の地域計画調査を行った。	【地域計画調査】 29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	25年度	28年度	29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。	29局所、14本以上の地域計画調査を実施する。		
2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況		全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率(平成25年度に2回目のフォローアップを実施したテーマ4本分)88.7%	91.5%以上	25年度	28年度	91.5%以上	91.5%以上	91.5%以上	・勧告に基づいて各府省が実施した措置についてフォローアップを行うことは、行政評価局調査の実施による政策の見直し、行政制度・運営の見直し・改善の実効性確保につながるもの。 ・指標については、勧告後、2回目にフォローアップを実施した時点での改善措置率を測定することとした。勧告した事項については、基本的にその全てについて改善措置が実施され、実際の行政上の課題・問題点が解消されることを目指すこととなるが、改善に長期を要する事項等もあることから、2回目のフォローアップ時点では、過去3か年の実績(23年度94.0%、24年度91.8%、25年度88.7%)の平均値を上回ることを目標として設定した。

※具体性に欠ける目標→制度の管理、事務の処理という施策の性質上一定の限界あり?

アウトプット・定量
※目指す成果が不明

アウトカム・定量

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすこと	3	目標管理型の政策評価の質の向上	行政事業レビューとの連携強化の取組の実施状況（取組初年度）は以下のとおり。 ・ 全府省の事前分析表において行政事業レビューと共通化した事業名と事業番号が記載されたが、共通化の完了が年度末にならなかった府省があった。 ・ 府省ごとの取組に差があるものの、全体としてみれば、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組が実施された 26年度から新たに標準化・重点化に取り組むことを申合せ。	25年度	全府省における行政事業レビューとの連携強化及び政策評価の標準化・重点化について、各取組の趣旨を踏まえた政策評価の質の向上が図られる。	28年度	フォローアップや点検を通じて、全府省において、以下の取組が実施されていることが確認される。 ・ 「政策評価の事前分析表」に「行政事業レビューシート」と共通の事業名と事業番号を適時に記載	27年度当初に作成する事前分析表において目標を設定	28年度当初に作成する事前分析表において目標を設定予定。	・ 政策評価を、実効性あるPDCAサイクルの確立に一層貢献できるものとするなどで、効果的・効率的な行政の推進、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものである。このため、 ① 施策と事務事業の関係を明らかにし、情報の共有や相互活用を進める等、行政事業レビューとの連携強化 ② 政策評価の結果を府省横断的に活用し、国民の目から見て分かりやすくすること ③ 評価対象を重点化し、評価内容を深掘りの上踏み込んだ評価としていくこと に取り組んでおり、これらの取組状況を測定指標として設定。 ・ 目標については、①は25年度から、②、③は、26年度から全政府的に実施していくものであり、当初は形式的な点を把握し、次第に内容に踏み込んで把握する予定。
	4	点検等を通じた3分野（租税特別措置等、規制及び公共事業）に係る政策評価の質の向上に向けた取組	客観性担保評価活動の一環として点検を実施している3分野に係る政策評価について、点検の結果により確認される以下のもの ①当初から課題を指摘する必要のなかったもの割合：27% ②補足説明や評価書の修正を踏まえ、最終的に課題の残らなかったもの割合：55% <small>※ いずれも、平成29年度から実施する公共事業に係る政策評価の点検の重点化を踏まえ、平成25年度に重点化を行った前提で試算を行っている。</small>	25年度	①45% ②75%	28年度	①35% ②65%	①40% ②70%	①45% ②75%	・ 政策評価の点検等を通じて、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されること及び点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めることにより、評価書の質が向上（情報の充実）し、国民への説明責任が一層果たされ、これにより国民に信頼される質の高い行政の実現が図られるものと考えられる。 ・ このため、各府省が行う政策評価が客観的かつ厳格に実施されていることを測るものとして①を設定する。目標値については、公共事業の点検方針を26年度から変更（過去に指摘をするに至ったことのある事業区分に重点を置き、点検を行う）することを踏まえ、25年度に重点化を実施していた場合の数値を基準値として算定し、毎年度、過去の改善率と同程度の改善が進むものと仮定し、目標値を設定。 ・ また、点検過程で各府省に補足説明や評価書の修正を求めた結果、情報の充実が図られていることを測るものとして②を設定。目標値については、①と同様、25年度に重点化を実施していた場合の数値を基準値として算定し、過去の改善率を踏まえ、全体として今後も改善が進むものとして試算。 ・ なお、当該指標は、現時点で可能な限り定量化した指標として設定したものであり、今後、評価書に求められる水準が向上した場合など、その時々で求められる水準を踏まえ、目標を変更することが有りうる。 (参考) 過去の実績 23年度：①21% ②33% 24年度：①35% ②45%
	5	評価書におけるデータ等の記載率	各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率：82%	25年度	91%以上	28年度	85%以上	88%以上	91%以上	・ 国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価に関する情報について、外部からの検証を可能とする等のため、平成22年に「政策評価の情報の公表に関するガイドライン」が策定され、総務省はガイドラインの定着に努めているところ、その定着状況を把握するため記載率を目標として設定。 ・ 平成22年度から平成25年度までの実績（毎年度約2%上昇）を踏まえ、平成26年度以降はこれまでに以上に記載率を上昇させるために目標値を設定。

アウトカム・定性
※検証ができない

アウトカム・定量

6	政策評価情報の分かりやすい提供（政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上）	目標管理型の政策評価について、関連する行政事業レビューの情報を分かりやすく参照できるように、施策レベルで対応した形で閲覧可能とした。	25年度	政策評価に関する情報をインターネット上1か所ですべて把握できるよう整理。	26年度	目標管理型の政策評価以外の評価書等の情報について、一覧して閲覧できるようにする。				・国民に信頼される質の高い行政の実現のために、国民への説明責任の徹底が必要である。そのため、政策評価ポータルサイトでは、各府省の「政策体系」、主要な施策に関する「目標」、「評価情報」、「概要要求への反映状況」その他の政策評価に関する情報をインターネット上1か所ですべて把握できるように整理し、政府全体の政策評価に関する情報を国民に対して分かりやすく提供している。同サイトは平成24年11月に設置され、25年度には目標管理型の政策評価に関連する行政事業レビュー情報を施策レベルで閲覧できるよう機能を拡充したところであり、26年度においては25年度までに対応した情報以外の評価書等その他の情報についても同様に分かりやすく閲覧できるように内容を充実させることとし、目標として設定。 ・また、最新の情報を迅速に提供することが国民への説明責任の観点から重要であることから、各府省における政策評価に関する情報の公表から政策評価ポータルサイトの関連する情報の更新までの期間（1週間以内）を目標として設定。 ・加えて、上記の対応により利便性を向上させ、さらに結果としてアクセス数を増加させることで、政策評価に関する情報の活用を進めていくため、目標として設定。				
		各府省において公表された政策評価に関連する情報93件※のうち、88件（94.6%）について1週間以内にリンクを達成。	25年度	年間を通じて、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新。	28年度	100%	100%	100%						
		平成25年度のアクセス件数（トップページ）22,158件	25年度	平成26年度から28年度にかけてのアクセス件数を3年間で2倍以上とする。	28年度	29,544件以上	36,930件以上	44,316件以上	※政策評価ポータルサイトでは各府省の政策評価に関する全情報が閲覧できるようリンクを設定しているが、以下に記す特にニーズの高い情報については、利便性の向上を目的に、個々の情報が直接分かりやすいたちで閲覧できるように、政策体系に関連付けて一覧化した上でリンクを設定している。 「事前分析表」「目標管理型の政策評価書」「政策評価調査」「行政事業レビューシート（中間公表及び最終公表の2回）」					
	7	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	47件 （速報値）	25年度	50件以上	28年度	50件以上	50件以上	50件以上	・各府省におけるこれらの情報の新規追加に係る公表のタイミングは年5回であり、これを基準（値）の算出に係る母数とした（各府省において該当する情報の公表がない場合は母数から除いている）。				
						28年度	—	—	—					
						8	行政評価局（管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。）における行政相談の総処理件数	168,047件 （速報値）	25年度		17万件以上	28年度	17万件以上	17万件以上
28年度												—	—	—
9	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	1,316件 （速報値）	25年度	1,350件以上	28年度	1,350件以上	1,350件以上	1,350件以上						
					28年度	—	—	—						
10	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	270件 （速報値）	25年度	270件以上	28年度	270件以上	270件以上	270件以上						
					28年度	—	—	—						

アウトプット・定性・検証可

アウトカム・定量

アウトプット・定量

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること

（注）測定指標11の行政相談委員法第4条に基づく意見とは、行政相談委員が、総務大田に対して、日常の行政相談業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができるというもの。

年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	11	<p>年金記録に関するあっせん等の実施（申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行う）までに要する期間（全国平均） （特に前年度受付事案の処理完了時期（申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。））</p> <p>（測定方法） 全国9委員会3事務室（計12か所）ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類（※）ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの</p> <p>※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類</p>	転送からあっせんまで109.5日	（平成24年度受付事案の処理完了時期25年9月末）	※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は全国計228件（1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない）	25年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	26年度	転送からあっせんまで100日以内 （特に平成25年度受付事案については、申立人の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも26年9月末までに処理）	—	申立事案を迅速に処理することは、年金記録問題の早期解決に貢献し、年金制度に対する信頼回復につながるもの（平成25年度実績値を基準として目標値を設定（「転送からあっせんまで」は25年度実績より短縮。「平成25年度受付事案」について遅くとも26年9月末までに処理」は25年度実績と同時期））。
			24年度	25年度	26年度						
(1)	行政評価等実施事業(総務本省) (昭和29年度)		148百万円 (94百万円)	219百万円	146百万円	1~11	<p>政府内において、施策や事業の実施等を直接担当する各府省と異なる「いわば第三者的立場」から、次の活動を行う。 【行政評価局調査】各府省の業務の実施状況についての全国的規模の調査により、課題や問題点を実証的に把握・分析し、改善案の提示や政府全体の統一性の確保などのための政策の評価を行う。 【政策評価推進】政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検等により、政府における政策評価の的確な実施を推進する。 【行政相談】国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関等へのあっせん等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】 行政評価局調査の新規着手テーマ数:10件</p> <p>【成果指標(アウトカム)】 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況:91.5%以上</p>	0002			
(2)	行政評価等実施事業(管区行政評価局) (昭和29年度)		541百万円 (481百万円)	644百万円	757百万円	1~11				0003	
政策の予算額・執行額			690百万円 (575百万円)	863百万円	901百万円		<p>政策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	關係部分(抜粋)			
							<p>施政方針演説等の名称</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針</p> <p>平成25年6月14日</p> <p>第3章4 実効性あるPDCAの実行</p>				
							<p>平成26年度予算編成の基本方針</p> <p>平成25年12月12日</p> <p>Ⅲ2 公的部門の改革</p>				

実態把握、各省調整という業務の性質上達成手段は事業費のみで簡潔

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙1の様式における施策に該当。
 ※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。
 ※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることもある。
 ※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。

平成26年度主要な政策に係る評価書

(総務省25-③)

26年度に実施した25年度分の評価結果。事前分析表の記載内容の見直しを行ったため、先ほどの事前分析表の目標や測定指標とは異なる。

政策名 ^(※1)	政策3:行政評価等による行政制度・運営の改善				分野	行政改革・行政運営	
政策の概要	各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に關し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。						
基本目標 【達成すべき目標】	行政評価機能の更なる発揮を通じて行政運営全般を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現に努める。						
政策の予算額・執行額等	区 分	23年度	24年度	25年度	26年度		
	予算の 状況(千円) (注)	当初予算(a)	617,440	689,522	862,711	901,456	
		補正予算(b)	-85	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0		
		合計(a+b+c)	617,355	689,522	862,711		
執行額(千円)	541,116	574,692					

(注)行政相談機能向上に係る体制等の整備等のため、平成25年度の当初予算額が増加している。

政策に關係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針	平成25年6月14日	第3章4 実効性あるPDCAの実行
	平成26年度予算編成の基本方針	平成25年12月12日	Ⅲ 2 公的部門の改革

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
政府内に於いて施策や事業の担当府省とは異なる立場から、各府省の政策・業務の実施状況について、各府省の課題や問題点を客観的に把握・分析し、その結果に基づき改善方を提示することにより、行政制度・運営の見直し・改善を推進すること	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	【全国規模の調査】 平成23年度に着手した調査9本のうち4本については、平成24年度末までに勧告を行った。残る4本のうち、3本については、平成25年4月に勧告を行い、1本については、同年6月に勧告を行った。また、平成24年度に着手した調査10本のうち、1本については平成25年3月に勧告を行った。 【24年度】	【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本のうち7本については、平成25年度末までに勧告を行った。残る3本についても、平成26年6月までに勧告を行った。平成25年度に着手した調査9本については、平成26年度末の週間に勧告等を行えるよう調査を進めた(別紙参照)。 【25年度】	【全国規模の調査】 平成24年度に着手した調査10本については、平成25年度末までの週間に勧告等を行う。また、平成25年度新規調査9本については平成26年度末までの週間に勧告等を行う(別紙参照)。 【25年度】	□
		【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、14本の地域計画調査を実施し、調査結果に基づき、関係機関に対して具体的な改善を図るよう通知した。 詳細は以下のURLを参照 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi/n/index.html 【24年度】	【地域計画調査】 管区行政評価局、行政評価事務所等においては、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、29局所で、14本の地域計画調査を実施し、調査結果に基づき、関係機関に対して具体的な改善を図るよう通知した。 詳細は以下のURLを参照 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi/n/index.html 【25年度】	【地域計画調査】 地域における行政上の問題について具体的な改善を推進するため、年金記録確認業務の進捗状況を踏まえつつ、前年度以上の実施局所数及びテーマ数の地域計画調査を実施する。 【25年度】	□
		【常時監視活動】 関係行政機関の取組方針、動向等について常時監視活動を実施し、関係行政機関に対し、本省において2件、局所において1件の実態把握結果の通知を行った。 【24年度】	【常時監視活動】 関係行政機関の取組状況、社会的な問題の発生状況等に係る関連情報及び管内行政情報を局所から報告させ、本省及び各局所で情報共有した。また、この管内行政情報により前年度に5局所から7件の報告があった生活保護行政について、調査実施の要請等も踏まえ、急速、平成25年度行政評価等プログラムに「生活保護」に関する実態調査」として盛り込み、同年8月から本省及び21局所で実態調査を開始した。同調査の概要は下記URLを参照 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/77071.html 【25年度】	【常時監視活動】 毎年度、関係行政機関の取組方針、動向等について、常時監視活動を展開し、必要に応じて、複数調査等の実施を行うこと。 【29年度】	-
2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 83.7% (平成24年度に2回目のフォローアップを行った勧告6本分の指図書事項(1,063)に対する改善措置済みの事項数(890)の割合) 【24年度】	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率(平成25年度に2回目のフォローアップを実施したテーマ4本分の平均値) 88.7% (参考)勧告における指図書事項(1,542)に対する改善措置済みの事項数(1,184)の割合 76.8% 【25年度】	各年度に改善措置状況(2回目のフォローアップ)を求める、既往の全国規模の調査に基づく勧告等における指図書事項の全てについて、改善が図られるようにすること。 (改善措置率100%) 【29年度】	-	

目標未達成

目標未達成

政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進と、国民への説明責任を果たすこと	3	行政事業レビューとの連携の強化の状況	<p>平成25年4月2日開催の行政改革推進会議の議決を踏まえ、平成25年4月27日に「目標管理型の政策評価」の改善方針に係る取組について、平成24年度3月27日政策評価各府省連絡会議了承、の一部改正を実施し、平成25年度以降に取り組む政策評価と行政事業レビューの連携の強化方針について定めた。</p> <p>【25年度】</p>	<p>全府省において当該取組は実施されており、事前分析表に記載すべき行政事業レビュー対象事業の多くは、適切に記載されているが、改善を要するものも見られた。その主なものは以下のとおり。 ・移行先予定で、要求府省に一括軒上し、他府省で執行する事業・縦断記載漏れ、記載省略 ・一部府省における、事業名及び事業番号を共通化した事前分析表の作成、公表の遅延</p> <p>【25年度】</p>	<p>i) 全府省において、「政策評価の事前分析表」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号を共通化</p> <p>【25年度】</p>	○											
			<p>全府省において、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組が実施された。</p> <p>【25年度】</p>	<p>ii) 全府省において、政策評価と行政事業レビューの作業プロセスにおける連携を強化し、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組を実施</p> <p>【25年度】</p>	イ												
			<p>25年度においては、上記 i) 及び ii) の取組を行うこととし、上記のとおり結果となった。</p> <p>【25年度】</p>	<p>iii) 全府省における行政事業レビューとの連携の強化の取組の定着（フォローアップ等）により検証を実施</p> <p>【29年度】</p>	—												
	4	評価基準の標準化の状況	<p>目標の達成状況の表示方法について、11行政機関は評価区分を統一していない。また、行政機関は区分を統一しているが、それぞれ独自の区分であり、統一したものになっていない。</p> <p>【24年度】</p>	<p>標準化の具体的な取組として、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を経て、平成25年12月に、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、平成26年度から施策の進捗状況を横断的かつ分かりやすく把握できるように、各府省共通の5区分を導入することを決定した。</p> <p>【25年度】</p>	<p>政策の特性に応じた共通的な評価結果の表示方法について、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を踏まえ、次期評価から実施すべく平成25年度内に具体的な取組を決定</p> <p>【25年度】</p>	イ											
	5	政策評価の重点化・深掘りによる質の向上	<p>各府省の主要な政策分野について、約500の施策に区分されるが、一部府省で数年間で評価がなされており、平成24年度は約350施策を評価。毎年度実施される評価は、目標の達成状況のチェック等が中心。</p> <p>【24年度】</p>	<p>重点化の具体的な取組として、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を経て、平成25年12月に、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、平成26年度から、評価を、縦に毎年度実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施し、評価内容の深掘りすることを決定した。</p> <p>【25年度】</p>	<p>評価の重点化・深掘りによる質の向上について、政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会における審議等を踏まえ、次期評価から実施すべく平成25年度内に具体的な取組を決定</p> <p>【25年度】</p>	イ											
	6	政策評価ポータルサイトを利用した利便性の向上	<p>評価結果を国民に分かりやすく公表するため、総務省のホームページに「政策評価ポータルサイト」を設置し、各府省の「政策体系」、「評価情報」、「経営要求への反映状況」など政策評価に関する情報を1か所で把握できるよう整理</p> <p>【24年度】</p>	<p>政策評価ポータルサイトにおいて、行政事業レビューシートも自動的に参照できるような改良し、また、各府省の政策評価ページの情報を対象とした「キーワード検索機能」を強化するといった内容の充実に図った。</p> <p>【25年度】</p>	<p>i) 政策評価に関連する行政事業レビューの情報は、一括し、わかりやすく併せて参照できるようにするなど、内容の充実に図る</p> <p>【25年度】</p>	イ											
			<p>各府省における政策評価に関する情報の公表から約1週間程度で政策評価ポータルサイトの情報を更新</p> <p>【24年度】</p>	<p>97体のうち、83体(90.7%)において、1週間以内での更新を行った。</p> <p>【25年度】</p>	<p>ii) 年間を通して、常に各府省における政策評価に関する情報の公表から1週間以内に政策評価ポータルサイトの関連する情報を更新</p> <p>【29年度】</p>	—											
	7	各府省が作成した評価書について、評価の過程で利用したデータ又はその所在情報の記載率	<p>80% (前年度と同様に各府省別、調査開発・政府開発援助・新規事業評価・公共事業等別) 評価書計100件抽出して確認</p> <p>【24年度】</p>	<table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> </tr> <tr> <td>77%</td> <td>76%</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> </tr> <tr> <td>82%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>	22年度	23年度	24年度	77%	76%	80%	25年度	26年度	27年度	82%	—	—	<p>平成25年度から29年度にかけての記載率を、年度基準値(80%)以上とし、かつ前年度実績(値)より上昇させる</p> <p>【29年度】</p>
22年度	23年度	24年度															
77%	76%	80%															
25年度	26年度	27年度															
82%	—	—															
8	客観性担保評価活動(政策評価の点検)の対象とした評価(評価マニュアルを含む。)のうち、課題を指摘する必要がなかったものの割合	<p>45%</p> <p>【24年度】</p>	<p>58%</p> <p>【25年度】</p>	<p>90%以上</p> <p>【25年度】</p>	イ												
		<p>70%程度</p> <p>【29年度】</p>	—														

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進すること	9	中央・地方の行政善情救済推進会議の審議案件数	50件(連報値) 【24年度】	47件 【25年度】	50件以上 【25年度】	□
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	-
	10	行政評価局(管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。)における行政相談の総処理件数	165,392件(連報値) 【24年度】	168,047件 【25年度】	166,988件以上 【25年度】	イ
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	-
	11	管区行政評価局又は行政評価事務所が行政相談委員から処理協力を求められて処理した相談件数	1,260件(連報値) 【24年度】	1,316件 【25年度】	1,276件以上 【25年度】	イ
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	-
	12	行政相談委員法第4条に基づく意見の処理件数	208件(連報値) 【24年度】	270件 【25年度】	246件以上 【25年度】	イ
					過去3年間の実績の平均値を上回ることを基本目標とする 【29年度】	-
年金記録に関するあっせん等を的確かつ迅速に実施することにより、年金制度に対する信頼回復に貢献すること	13	年金記録に関するあっせん等の実施(申立事案が第三者委員会に転送されてから、あっせん等を行うまでに要する期間(全国平均)(特に前年度受付事案の処理完了時期(申立人側の事情等により処理を終えられないものを除く。))	転送からあっせんまで100.1日 (平成23年度受付事案の処理完了時期 24年9月末) ※平成24年度処理事案数は11,507件。調査対象事案数は、全国計875件(1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、1,000件に満たない。) 【24年度】	転送からあっせんまで109.5日 (平成24年度受付事案の処理完了時期 25年9月末) (測定方法) 全国9委員会3事務室(計12か所)ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類(※)ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの ※①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類 ※平成25年度処理事案数は8,190件。調査対象事案数は、全国計228件(1委員会当たり計20件。ただし、処理件数が少なく20件に満たない委員会があったため、240件に満たない。) 【25年度】	転送からあっせんまで100日以内(特に平成24年度受付事案については、申立人側の事情等により処理を終えられないものを除き、遅くとも平成25年9月末までに処理) 【25年度】	□

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	進展が大きくない
	(判断根拠)	一部の測定指標で目標が達成されず、また達成した目標についても大きな進展があったとはいえないため。
政策の分析	○行政評価局調査 4目標のうち目標未達成は2目標、残りの2目標は、目標期間中であるが順調に成果をあげている。 全国規模の調査については、スケジュールの面で目標未達成であった。勧告を実施したものについては、国会や報道機関等で取り上げられ、国民の関心を喚起するものとなった。 地域計回調査については、実施テーマ数が減少したため目標未達成であった。調査を実施したものについては、地域における行政上の問題を指摘することを通じ、その改善を図った。 常時監視活動については、局所から報告のあった関連情報を本省及び各局所で共有するなど、例年どおり実施した。	
	○政策評価推進 10目標のうち目標達成は5目標、目標未達成は1目標、残りの4目標は、目標期間中であるが、順調に成果をあげている。 効果的・効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たすため、主に以下の取組を実施 ・本省において、「政策評価の事前分析表」と「行政事業レビューシート」の事業名と事業番号を共通化、政策評価担当部局と行政事業レビュー担当部局との連携確保 ・平成25年12月に「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」を策定し、目標達成度合いの詳細を標準化、評価対象の重点化 ・政策評価の点検を実施し、課題を指摘する必要がなかった評価の割合が増加 目標未達成であった測定指標3の目標1について、本来、事前分析表は年度早期に作成されるべきものである。しかし、一部府省において、改革案の整理を行う上で、前による早期作成の一層の働きかけが不十分であったこととあわせて、事業名と事業番号を共通化した事前分析表の作成・公表が年度末になった。	
評価結果	○行政相談 8目標のうち目標達成は3目標、目標未達成は1目標、残りの4目標は、目標期間中であるが、順調に成果をあげている。 「中央・地方の行政善情救済推進会議の審議案件数」について、目標未達成であった。これは、関係局所における善情事案そのものの増減に加え、善情事案のうち行政善情救済推進会議で審議すべきものが結果として少なかったといったことが要因である。 地方、行政善情救済推進会議における審議を踏まえ、勧告省と法務省にあっせんした結果、第186回通常国会において地方自治法が改正され、地域団体所有する不動産に係る登記の特例の創設が行われた。	
	○年金記録に関するあっせん等 目標未達成であった。 これは、当初、平成25年4月に実施する予定であった地方委員会の集約化(50委員会→9委員会3事務室(計12か所))が予算成立の都合により5月にずれこんでしまったため、想定したよりも集約後の地方委員会の機能発揮に時間がかかった等のためである。 地方、前年度受付事案の処理完了時期については、事案処理の進捗状況を管理し、迅速かつ効率的な処理に努めたことにより、目標を達成することができた。	

目標未達成の原因分析は行われているが、達成手段が目標へ寄与したかの分析は十分でない

次期目標等への反映の方向性	<p>○行政評価局調査 全国規模の調査については、徳々の調査に係る処理期間を短縮するなどして迅速に実施する。また、調査設計の巧緻化による分析の効率化、助告内容の充実を図り、調査結果を受けての改善状況について、必要に応じて3回目のフォローアップや再調査を行うなど、助告による指摘が宿業に反映されるよう努める。その際、助告の指摘に応じた行政機関の対応が取られたかどうかだけでなく、調査時に把握した具体的な問題のその後の改善状況の把握に留意する。 地域計画調査は、職員への研修を実施するなどして、少しでも多くの地域における行政上の問題を指摘し、その改善を図れるよう努力する。常時監視活動は、引き続き、局所から報告された関連情報等を本省及び各局所と共有するなどの取組を進めていく。</p>
	<p>○政策評価推進 行政事業レビューとの連携強化(測定指標3)については、一部の改善を要する府省の底上げを図るとともに、金政府的な定着を目指し、取組を充実させていく。具体的には次のような取組を実施する。 ・事前分析表の早期作成を一層働きかけるといった対策を実施することで、事前分析表の作成が遅れる事態を回避する。 ・移替え予算について、府省により対応が分かれていたが、標準的な対応方針を示す。 ・取組を底上げしていくため、取組状況調査で得た事例を全府省で共有し、他府省のモデルを取り入れることを推進することで、施策と事務事業の状況を一体的に把握する取組を一層充実させる。</p>
	<p>政策評価の標準化・重点化(測定指標4、5)については、ガイドライン策定により平成26年度から実施することとなったので、今後は、当該ガイドラインに沿った政策評価を助行し、政策評価の標準化・重点化の定着を図る。 政策評価の点検(測定指標8)については、引き続き各府省の政策評価が上記ガイドラインに沿っているかの点検を実施するとともに、より点検の効果を上げられるよう、点検活動の重点化を図る。</p>
	<p>○行政相談 行政相談機能の一層の発揮のために改定した「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(平成25年4月改定)や行政苦情救済推進会議の審議結果等を踏まえ、引き続き、行政相談で寄せられた苦情の解決や、相談事業からの行政課題の発掘などに取り組んでいく。</p>
	<p>○年金記録に関するあっせん等 厚生労働省における新たな年金記録の訂正手続の創設に当たっては、両省の取組に対して積極的に協力していくとともに、引き続き、事業を迅速かつ効率的に処理していく。 (平成27年度予算編成要求に向けた考え方) II 予算の経緯</p>

今後の取組方針は記載されているが、目標・測定指標の見直しは言及されていない(→事前分析表作成段階で見直し)

学識経験を有する者の知見の活用	平成26年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郎教授、明治大学経営学部公共経営学科の菊地恒夫准教授、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授から、政策の分析の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度の行政評価局調査の結果 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html) ・政策評価ポータルサイト (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html) ・「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000266288.pdf) ・「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf) ・平成25年度における規制、租税特別措置等、公共事業に係る点検結果 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html) ・年金記録に係る苦情あっせん等 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindaisansha.html)
---------------------------	--

担当部署課室名	行政評価局総務課他2課	作成責任者名	行政評価局総務課長 白岩 俊	政策評価実施時期	平成26年8月
---------	-------------	--------	-------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の構式における施策に該当。
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。
 ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。
 ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

【ケーススタディ】 政策評価統一研修(施策ではないが)

<目的・達成すべき目標>

政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上

<測定指標>

◆例1 研修10回以上実施

〔未達成の原因〕 職員の不足 → 〔改善の方向性〕 業務の一部の民間委託の検討

◆例2 研修受講者1,000人以上

〔未達成の原因〕 研修日時・場所が決められており受講できる者が限定される

〔改善の方向性〕 時間・場所の制約を受けない研修方法の検討

◆例3 研修受講者のうち研修が役に立ったと答えた者の割合80%以上

〔未達成の原因〕 受講者により研修内容が簡単すぎ／難しいと受け止めが様々

〔改善の方向性〕 受講者の理解度に応じた研修方法の検討

◆例4 研修が役に立ったと答えた受講者800人以上

<研修の見直し・改善>

◆ 例えば、e-ラーニングを導入すれば受講者を増加させることができ、e-ラーニング受講者を対象により専門的・実践的な研修を実施すれば研修効果が上がるのではないか？

◆ 現在の研修方法による費用・効果と上記の研修方法による費用・効果を比較検討

2 政策評価の課題～骨太の方針～

○「実効性あるPDCAサイクルの確立に向けて」(平成25年5月20日経済財政諮問会議)から

- ・評価の目的は、評価結果を政策の見直しに活かすことである、という当たり前の点を徹底する。評価を自己目的化させない。
- ・重要な政策には相応の時間と分析を経た評価を行うべきである一方、実質的な意義の乏しい評価は思い切った簡素化を図るなどのメリハリが必要。
- ・評価に当たっては、経済社会や国民生活への影響を定量的に示す、分かりやすく客観的なデータや事実に基づいて行うとの観点をできる限り採り入れる。



○「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)から

- ・政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラ
- ・エビデンスに基づく政策評価を確立
- ・各府省において政策評価と行政事業レビューの連携強化を図り一体的な取組を促進
- ・政策評価を形式的なものとなせず、効率的に行うため、メリハリのある取組を推進

2 政策評価の課題 ～国会決議～

政策評価制度に関する決議(概要)

〔平成27年7月8日参議院本会議〕

政府においては、国民目線に立って、行政について不断の見直しを行うとともに、国民への説明責任を果たす観点から、今後とも、政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るため、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一

数値や明確な根拠に基づく評価、踏み込んだ分析の実施

二

目標管理型の政策評価について、目標や測定指標の改善

三

政策評価と行政事業レビューとの有機的連携の層強化

四

総合評価について、評価手法の開発等により改善

五

総務省が担う総合性・統一性確保評価について充実・強化

六

総務省の客観性担保評価活動について一段の見直し・改善

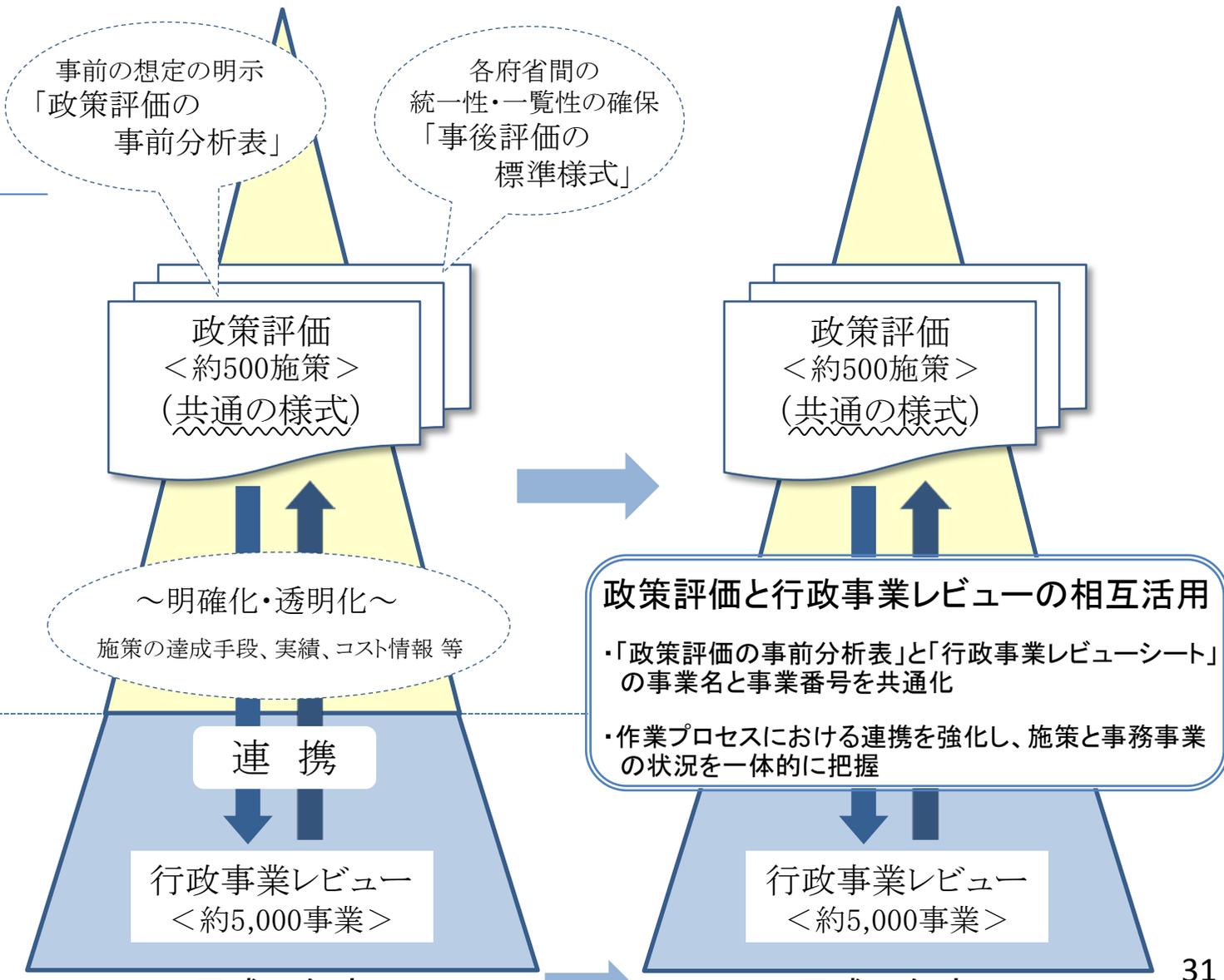
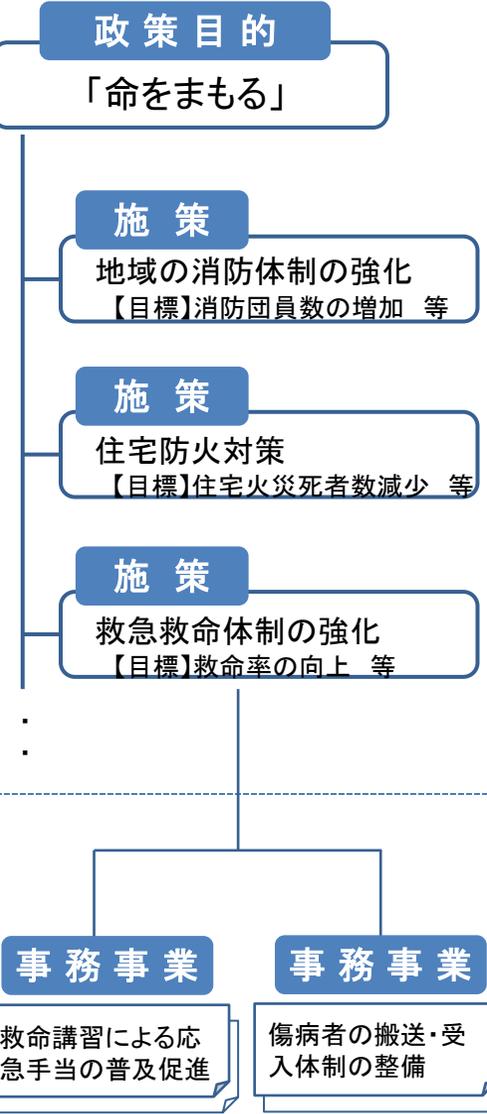
七

総務省は、地方公共団体における地域活性化策の実施状況等について、早期に調査・検証

八

総務省は、地方公共団体等に評価手法の情報提供等の支援を実施

3 これまでの取組 ～レビューとの連携①～



3 これまでの取組 ～レビューとの連携②～

【政策評価の事前分析表(約500施策)】

施策名	□□な△△の向上					
施策の概要	〇〇を推進する					
達成すべき目標	. . .					
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初 予算額	関連 する 指標	達成手段の概要等	行政事業レビュー 事業番号
	22年度	23年度				
〇〇事業 (1) 〇〇年度 (関 24-①)	…億円 (…億円)	…億円	…億円	1	～において、〇〇を整備 ・〇〇を整備することは、△△現在 ため、測定指標の〇〇率を… ・〇〇整備率:〇%(〇〇の満足度)	〇〇〇1
(2)

事業名と事業番号を共通化

【行政事業レビューシート(約5,000事業)】

				事業番号 〇〇〇1
平成〇〇年行政事業レビューシート (〇〇 省)				
事業名	〇〇事業			
事業開始・ 終了(予定)	△△年度～			
会計区分	□□会計	施策名	□□な△△の向上	

24年度における取組

行政事業レビューに対応した「政策評価の事前分析表」を全政府的に導入



25年度～

政策評価と行政事業レビューの相互活用
 ・事業名と事業番号を共通化
 ・施策と事務事業の状況を一体的に把握



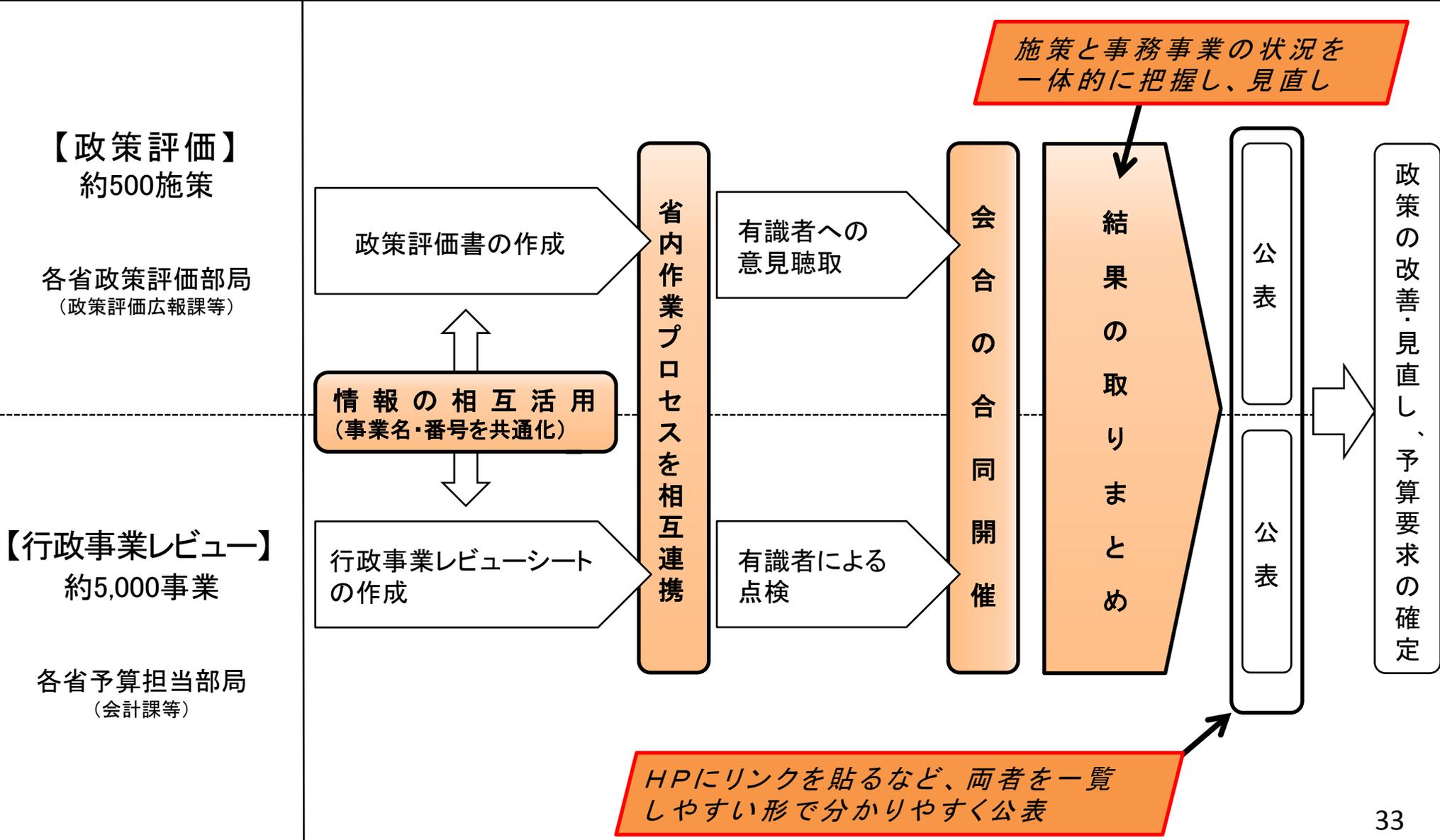
期待される効果

- 政策の見直し・重点化、予算の縮減・効率化
- 双方の作業の共通基盤整備による事務負担軽減

3 これまでの取組 ～レビューとの連携③～

4月

8月末



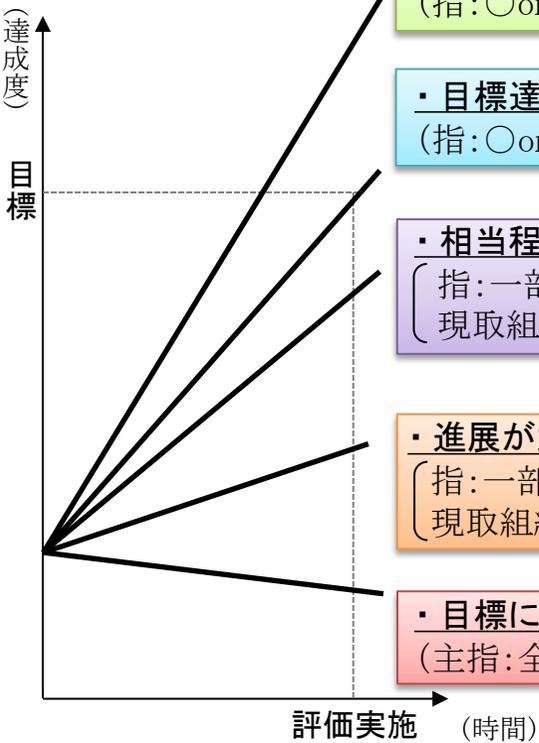
3 これまでの取組 ～標準化～

問題意識

各府省の評価結果がバラバラで、施策の進捗状況が分かりづらい
 (目標達成度について、6府省は独自の評価区分を設定、その他府省は定性的に記述)

各府省共通の5区分により、施策の進捗状況を横断的かつ分かりやすく把握することが可能に

<5区分のイメージ>



- ・ **目標超過達成**
(指: ○ or ◎、主指: ◎)
- ・ **目標達成**
(指: ○ or ◎、主指: ○)
- ・ **相当程度進展あり**
(指: 一部×、主指: ≡○)
現取組継続→達成近い
- ・ **進展が大きくない**
(指: 一部×、主指: ≠○)
現取組継続→達成遠い
- ・ **目標に向かっていない**
(主指: 全 or 一部×、進展なし)

- <「目標超過達成」の活用イメージ>
 - ・担当職員の尽力が大きかったため、人事評価の際に考慮
 - ・目標設定が甘すぎたため、次期目標をより高い水準に設定
 - ・資源投入量が大きすぎたため、次期は他の施策に資源を振替え
- <「目標達成」の活用イメージ>
 - ・取組が効果的であったため、類似施策に同様の手法を活用
 - ・目標達成したため、一層の効率化や工夫の余地を検証した上で、更に向上すべく次期目標を引上げ
 - ・達成したが現場の実感が伴わないため、目標設定を抜本的見直し
- <「相当程度進展あり」の活用イメージ>
 - ・達成まであとわずかであるため、取組変更ではなく、運用面で工夫
 - ・目標達成と同視できるため、取組を更に進展
- <「進展が大きくない」の活用イメージ>
 - ・既存事業では進展が見込めないため、取組方針を抜本的見直し
 - ・貢献度の小さい事務事業について、有効性を上げるべく検討
- <「目標に向かっていない」の活用イメージ>
 - ・実績が上がっていない事務事業を廃止も含めて抜本的見直し
 - ・目標達成に向かっていないため、施策を廃止

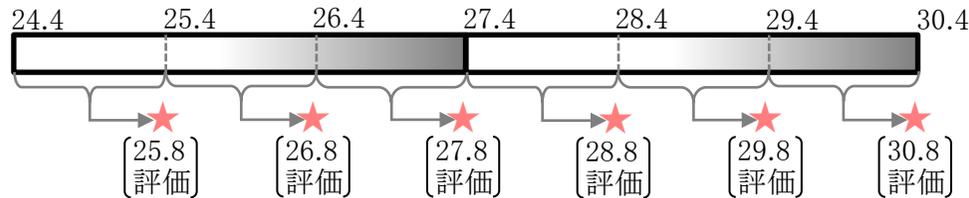
指: 測定指標 ○: 達成 ×: 未達成 { ≡○: 達成に近い未達成
 主指: 主要な測定指標 ◎: 大幅に上回って達成 { ≠○: 達成に近くない未達成

3 これまでの取組 ～重点化～

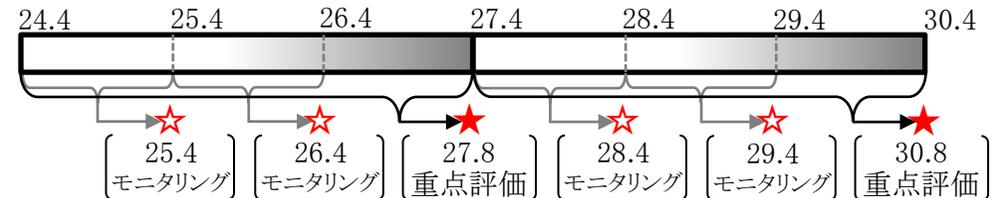
実施時期の重点化

単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施 (評価未実施の年度は、モニタリングで進捗管理)

<これまでの例>



<これからの例>



モニタリングの結果が悪い場合は、評価を前倒して実施し、早期に問題点を把握し施策を立て直す

内容の重点化

目標達成状況のチェックだけでなく、下記の深掘りをして踏み込んだ評価へ

① 事前に想定できなかった要因の分析

〔外部要因による影響(±を問わず)はあったか〕

② 達成手段の有効性・効率性の検証

〔目標を達成するための手段である事務事業が有効的かつ効率的に機能しているか〕

③ 未達成となった原因の分析

〔取組自体を変更する必要があるのか、それとも運用面の工夫でことたりるのか〕

④ 目標の妥当性と必要な見直し

〔事前に設定した目標は、甘すぎず、厳しすぎず 適切であったか〕

4 今後の取組 ～政策評価審議会における検討①～

政策評価審議会

- 総務大臣の諮問事項に関する調査審議(各府省が行う政策評価、総務省が行う行政評価局調査(※))
- 総務大臣への意見具申

【審議事項】

- 政策評価の重要事項
- 統一性・総合性評価、客観性担保評価に関する重要事項
- 行政評価・監視に関する重要事項

政策評価制度部会

- 政策評価に係る諮問事項に関する専門的かつ詳細な審議
- 政策評価に係る審議会の意見具申の素案に関する審議

目標管理型評価ワーキング・グループ

- 目標管理型の政策評価の改善方策等に関する事項

規制評価ワーキング・グループ

- 規制に係る政策評価の改善方策等に関する事項

4 今後の取組 ～政策評価審議会における検討②～

政策評価について、①政策の改善・見直しへの一層の活用、②各府省担当者の作業負担の問題を中心に、当面、以下の3分野について、改善方策等の検討を実施。

目標管理型評価

【主な課題】

①目標設定

目標(測定指標)について、「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」が必ずしも明らかにされていない

②施策の分析手法

未達成の原因分析や達成手段の目標への寄与等の分析が十分に行われていない

③ロジック・モデル

事前分析表で、目的－目標－達成手段等が整理されたが、必ずしも目標設定や施策の分析に生かされていない

【取組】

目標管理型評価WGにおいて、以下の事項を中心に、個別の評価を基に改善方策を検討

①目標設定、②施策の分析手法、③ロジック・モデル、④評価の類型化(メリハリ)、

⑤行政事業レビューとの連携等

⇒ 各府省に、政策評価の改善方策を提示

4 今後の取組 ～政策評価審議会における検討③～

規制評価

【主な課題】

- ・分析の質⇒定量化が不十分
- ・評価結果がまとまるタイミングと企画立案のタイミングのズレ

【取組】

規制評価WGにおいて、以下の事項を中心に、個別の評価を基に改善方策を検討

- ①費用便益分析の定量化等を通じた評価の質の向上、
 - ②検討段階等での評価の活用の推進、
 - ③メリハリのある評価の実施
- ⇒ 各府省に、政策評価の改善方策を提示

公共事業評価

本年度(平成27年度)は、行政評価局の現地調査機能を活用した情報の収集・分析、臨時委員・専門委員の知見を活用した課題の洗い出し等を実施
⇒ 来年度(平成28年度)からWGを設置し検討を行うことも念頭

【参考】様々な場でPDCAの実施が求められている①

1 個別の法律において「評価結果を踏まえた見直し」を規定している例

● 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)

政府は、集中実施期間中、平成二十六年度以降の各年度において少なくとも一回、重点施策の進捗及び実施の状況を取りまとめ、重点施策の進捗及び実施の効果に関する評価を行い、その評価の結果及び経済事情の変動を勘案し、実行計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする(第6条第7項)。

- 水循環基本法、健康・医療戦略推進法、小規模企業振興基本法、内水面漁業の振興に関する法律、アレルギー疾患対策基本法、アルコール健康障害対策基本法、消費者教育の推進に関する法律、消費者安全法、肝炎対策基本法などにおいても、施策の効果の評価を踏まえ一定期間ごとに基本方針・基本計画等を変更する旨の規定あり。

【参考】様々な場でPDCAの実施が求められている②

2 閣議決定において「PDCAの実施」を規定している例

● まち・ひと・しごと総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

国は、適切な短期・中期の政策目標を伴う政策パッケージを示し、それぞれの進捗についてアウトカム指標を原則とした重要業績評価指標(KPI)で検証し、改善する仕組み(PDCAサイクル)を確立する。

各地方公共団体も、国と同様に、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、各「地方版総合戦略」の進捗を検証し、改善するPDCAサイクルを確立することが重要である。

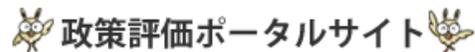
● 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

今回の成長戦略では、大きな政策群毎に、達成すべき「成果目標」(KPI)を示している。国際比較を含め、客観的、定期的、及び総合的に政策の成果を評価できるように、国際機関が示す指標も含めて「成果目標」を設定している。

また、「成果目標」を実現するために必要な個別施策を方向性、手段、実施時期等を明確にする形で示している。これらの個別施策の中には、今後、詳細設計を実施したり、法律改正、予算要求、税制改正等を行い実行するものも多く含まれているため、個別施策の「進捗管理」を行うこれまでどおりのボトムアップ型のPDCAを実施する必要がある。

【参考】政策評価ポータルサイト

総務省トップ > 政策 > 国の行政制度・運営 > 行政評価 > 政策評価ポータルサイト



政策評価制度について 各府省の政策評価関連情報 政策評価審議会 その他情報

新着情報 平成27年06月12日 [平成26年度政策評価の実施状況等の国会報告](#)
 平成27年06月05日 [第1回政策評価審議会\(5月12日開催\)議事録の公表](#)
 平成27年06月05日 [第1回政策評価制度部会\(5月12日開催\)議事録の公表](#) [▶ これより前の情報はこちら](#)

- 政策評価ポータルサイトでは、各府省が行う政策評価に関する各種情報を一元的に閲覧・利用できるようにしています。
- 府省名をクリックすると各府省の政策評価トップページにジャンプし、メニューをクリックすると各府省の各種評価書等メニューが開きます。
- 「各府省政策評価サイト」検索では、政策評価ポータルサイト内及び各府省の政策評価関係情報を対象にしたフリーワード検索ができます。

Google™「各府省政策評価サイト」検索

内閣府 Cabinet Office, Government of Japan メニュー	宮内庁 メニュー	公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission メニュー	警察庁 National Police Agency メニュー	特定個人情報保護委員会 メニュー	金融庁 Financial Services Agency メニュー
消費者庁 Consumer Affairs Agency メニュー	復興庁 Reconstruction Agency メニュー	総務省 MIC Ministry of Internal Affairs and Communications メニュー	公害等調整委員会 メニュー	法務省 MINISTRY OF JUSTICE メニュー	外務省 メニュー
財務省 メニュー	文部科学省 メニュー	厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare メニュー	農林水産省 メニュー	経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry メニュー	国土交通省 メニュー
環境省 Ministry of the Environment メニュー	原子力規制委員会 Nuclear Regulation Authority メニュー	防衛省・自衛隊 MINISTRY OF DEFENSE メニュー	「ひょうちゃん」(政策評価のマスコットキャラクター)		

各行政機関の施策ごとに事前分析表、評価書、行政事業レビューシート、政策評価調書を一覧で見ることができるよ。「政策評価」で検索してね。ほうほう。



「ひょうちゃん」

政策評価

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html

【最後に】 本日のまとめ

◆ 政策評価(目標管理型)は、**政策の見直し・改善のためのツール**(政策インフラ)であって、当該政策を担う**組織の成績表**ではない。

- 達成を前提とした目標設定(後でどうしても評価ができるような定性的目標、達成可能な水準の定量的目標)では、政策の見直し・改善は見込めない。
- 「目標超過達成」が「優」で「進展が大きくない」が「不可」ではない。「進展が大きくない」なら、その理由をどう分析し、政策をどう見直していくかが重要。

◆ 政策の見直し・改善に役立てるためには、**政策の企画立案の段階**(事前分析表の作成段階)で、**事前の想定を十分に行うことが肝要**。

- 目標は適切か、達成手段である事務事業が目標達成にどのように寄与するか(ロジックはしっかりできているか)十分に検討。
- 事前の想定がしっかりしていないと、いくら指標を測定し、目標の達成状況进行评估しても、無意味となる可能性。